

会 議 録

会議の名称	平成27年度 第3回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	平成27年11月4日(水) 15時00分～16時50分
開催場所	市役所低層棟2階 202会議室
出席者の氏名	渡辺 富士夫(委員長)、田中 満枝(副委員長)、近藤 宏一、秋田 純子、 安藤 泰子、植村 里美、池田 弘、池田 隆人、仲 法寛、市來 広美、 黛 浩一郎、原口 紀子
欠席者の氏名	原 紘一、並木 和人
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 市民後見人の養成について (2) その他
会議資料	<p>【配布資料】</p> <p>資料1 成年後見制度講演会 チラシ</p> <p>資料2 市民後見人候補者養成講座・事前説明会 チラシ</p> <p>資料3 市民後見人候補者養成講座(基礎編)募集要領(案)</p> <p>資料4 市民後見人候補者養成講座 カリキュラム(案)</p> <p>資料5 市民後見人候補者養成 スケジュール(案)</p> <p>資料6 市民後見人候補者養成講座に関するQ&A(配布用)案</p> <p>参考資料 市民後見と市町村の役割</p>
担当部課名	<p>福祉部 福祉総務課</p> <p>電話04(2998)9113</p> <p>福祉総務課長 北田 裕司 福祉総務課主幹 齋藤 伸壽</p> <p>福祉総務課副主幹 佐藤 尊之 福祉総務課主任 小古井 一樹</p> <p>福祉総務課主任 吉田 依里</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>1. 開 会 開会を宣言した。 ○会議に関する説明・資料の確認 下記事項の説明を行い、その後、資料の確認を行った。 ・会議の終了予定時刻（16時30分） ・本日の委員会における委員・事務局以外の参加者（傍聴者0名、報道機関0名）</p>
<p>事務局 (佐藤副主幹)</p>	<p>2. 議 題 <u>(1) 市民後見人の養成について</u> まず、事務局より、参考資料を用いて、前回委員会の振り返りと、前回委員会後に委員長・副委員長と事務局とで認識合わせを図った事項についての報告を行った。 概要については以下のとおり。 ・来年度に予定している実践編を含めた養成講座全課程の修了者については、法人後見支援員等として経験を積んでいただく予定である。 ・まずは、複数後見や監督人等、何らかの形で社会福祉協議会（以下、社協）が支援する体制のもと、市長申立ての案件のうち、比較的落ち着いた、困難度が低いと思われるものについて、候補者として申立てを行うことが想定される。 ・志木市の事例のように、ある程度、安定した段階の案件を引き継ぐ形（リレー方式）で受任することも含め、所沢市としての市民後見人候補者の養成から受任に至るまでのスキームを、継続的に検討していきたい。 ・まずは、今年度から来年度にかけての市民後見人候補者養成をしっかりと行うこと、それ以降、修了者に法人後見支援員として活動していただくための形を整えること、また、アフターフォローの枠組みを整えること等を、着実に行っていきたい。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>当初は問題がないと想定されたケースでも、後見人として受任した後でないといけないこともあり、後になって難しい課題が出てくることもある。市民後見人の活用にあたっては、最初は、複数後見や監督人等、何らかのフォローができる形で受任できるようにすること、また、ある程度の見通しがついて安定した段階でのリレー方式による受任を行うこと等で、新たに市民後見人となる方の負担を軽くすることを検討されたい。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>現状として、家庭裁判所（以下、家裁）では、市民後見人の選任には、社協の法人後見との複数後見か、社協が監督人を担うことを条件としているが、この運用は社協にかかる負担が大きく、多くの市民後見人を誕生させることにつながるとは考えづらい。しかしながら、近い将来、増加する高齢者に対し、後見人の供給が間に合わないという時代が来ることが考えられる。このことから、市民後見人が直接活躍できる時代が来ることを視野に入れ、所沢市としてのスキームの構築を考えていければよい。 では、まず、養成講座修了後のスキームについてご意見を伺いたい。</p>

近藤委員	<p>1点目に、受講者の方は講座修了後、法人後見支援員として活動するということだが、修了者に対する意向確認や、実際に支援員として活動いただく際の選考には、市が関わるのか。</p> <p>2点目に、市民後見人候補者名簿は市の責任で作成するのか。名簿の選考委員会を設置する予定かということや、今後の市民後見人の利用促進について考えを伺いたい。</p> <p>3点目に、法人後見支援員としての受け入れ先は市社協のみなのか伺いたい。</p>
事務局 (北田課長)	<p>法人後見支援員として活動していただく際の意向確認や選考については、市の委託において、市社協が行う予定である。また、養成講座修了者の名簿のほか、家裁に提出することも視野に入れた形での市民後見人候補者名簿の作成については、継続して家裁とも協議し、検討していきたい。</p>
事務局 (斎藤主幹)	<p>市では、市民後見推進事業と並行して、法人後見支援事業についても市社協に委託して実施している。今後、市社協以外の団体による法人後見の受任が進んでいけば、養成講座修了者が、市社協以外の団体で法人後見支援員として活動することができるかもしれない。</p>
近藤委員	<p>現実的には、今後、養成講座修了者が市社協以外の団体で法人後見支援員として活動できたとしても、さいたま家裁が社協以外の団体を複数後見や監督人として選任していない状況なので、市民後見人としての受任にはつながらず、それらの団体と継続した関わりが持てないのではないかと懸念している。また、こうした社協以外の団体については、後見業務のノウハウを持っているかどうかのチェックも必要である。そのあたりも兼ね合わせて、今後も、市が主体的に関わりを持つ形で進めていただきたい。</p>
渡辺委員長	<p>これから事前説明会に参加される方は、養成講座修了後に、どのように活動できるのかという点が一番気になると思う。この点も含め、事前説明会では、市としての方向性についての説明もできるように配慮していただきたい。</p>
近藤委員	<p>繰り返しになるが、現状、さいたま家裁としては、市民後見人の選任にあたり、社協との複数後見や社協が監督人を担うことを条件としているが、社協のマンパワーにも限りがあり、今後、市民後見人を必要とする方の数が増えてくれば、社協だけを担い手と想定しているだけでは足りない。そういったことを踏まえ、市では、他の団体等の掘り起こしについて、積極的に考えていただきたい。</p>
渡辺委員長	<p>将来的なことについては、この委員会での意見も踏まえて、継続して事務局でご検討いただきたい。</p> <p>続いて、前回委員会の後、市では、市社協に市民後見推進事業の委託を開始し、10月に、市民後見人についての内容も含めた成年後見制度全般に関する講演会が開催された。また、今月は、市民後見人候補者養成講座の事前説明会が予定されている。これら</p>

<p>事務局 (佐藤副主幹)</p>	<p>の事項について、事務局から説明をお願いしたい。</p> <p>資料1～4、及び資料6を用いて説明を行った。概要については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会の参加者は81名であった。資料として市民後見人候補者養成講座事前説明会のチラシを配布した。 ・事前説明会については、現在25名から申込みをいただいている。11月10日(火)まで申込みを受け付ける。 ・配布した想定Q&Aは、事前説明会で配布する予定。
<p>渡辺委員長</p>	<p>話が広範にわたるので、まず資料1・2についてご意見をいただきたい。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>チラシを見ると「所沢市」という記載がないが、どこかに市の事業であることを記載できないか。また、将来的に多くの市民後見人が必要とされたとき、養成講座等の実施について、他の事業者が参入して行くということは考えられるものか。</p>
<p>事務局 (北田課長)</p>	<p>まず、この事業に関しては、市民後見推進事業として市から委託しているものであり、市社協が主催する事業である。このため、主催者や問い合わせ先等の記載は市社協としている。</p>
<p>植村委員</p>	<p>事業については市から市社協に委託しているが、一般の市民の方から見て、市が関与しているのかどうか分かりづらいということであれば、所沢市からの委託事業である旨の記載があってもよいと思う。また、養成講座を担う団体としては、現状では、市として市社協が最適であると考え、委託をしているものである。</p>
<p>事務局 (斎藤主幹)</p>	<p>他の団体の参入については、今後の状況を見ながら検討したい。今後、公開・配付するものについては、市からの委託事業ということがわかるよう、対応していきたい。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>資料1に関して、講演会の参加者は81名という報告があったが、その年齢構成や男女別人数などの内訳がわかれば伺いたい。</p> <p>また、資料2に関して、事前説明会は市社協だけで行うものか。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>講演会の参加者81名の属性などの詳細は把握していないが、今回の講演会は、成年後見制度全般の内容を含めたものだったこともあり、制度自体の利用に関心のあるようなご高齢の方や、また、サービスを行う側の事業所の職員の方なども来場されていた。</p> <p>養成講座の事前説明会については、市からの委託事業に含まれるものであり、受託者である市社協の担当者が説明を行う。会場には、市の担当者も同席する予定である。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>市の事業を市社協が実施していることについて、受講を検討される市民の方が混乱しないか心配である。</p>

事務局 (小古井主任)	実施主体について混同されないよう、市社協の担当とも事前調整を図り、その点に配慮した説明を心掛けたい。
黨委員	市社協としては、市からの委託事業なので、市の考えで進めるのが大前提である。内容や進め方については、今後も市と調整しながらPRしていきたい。
渡辺委員長	市民の方に受講を呼び掛けている事業なので、市の方も同席されるということであれば、冒頭で、市からの委託事業である旨の説明も含めたご挨拶をされてはどうか。
事務局 (北田課長)	そのようにしたい。
仲委員	申込み受け付け後、受講者の選考については、市社協が行うのか。また、選考基準についてはどのように考えているか。
事務局 (小古井主任)	市と市社協、双方の幹部職員により、提出された作文や申込書の内容を基に、総合的に選考を行うこととしている。なお、応募者が20名に満たなかった場合でも選考は行うこととし、作文や申込書の内容から見て適性に欠けるという判断になれば、受講をご遠慮いただくことはあり得るものと考えている。
仲委員	選考基準については、その理由を問われることもあるので、公表できるように準備しておくべきだと思う。
渡辺委員長	続いて、資料3（募集要領）についてのご質問、ご意見をいただきたい。
市來委員	この募集要領にも、市社協が主催との記載があるだけなので、市が関わっていることが読み取れない。市も受講者の選考に関わることも考えると、市が市社協に委託して行う事業である、というように、双方の関係性がわかるようにしたほうがよい。
田中副委員長	この養成講座は市の責任において行うということを、市民の方にもわかるように明示すべきである。
植村委員	募集要領には、「市の委託事業で進めている」等の記載とし、市が関わっていることが分かるようにしてはどうか。
近藤委員	関連して、募集要領2ページ目の「7. 注意事項」の記載には、市としての考え方も含まれているように見て取れるが、このように、委託事業として市社協が主催で行うものの中に市の考えが混在していたりすると、市民の方には分かりにくいのではないか。

渡辺委員長	いずれにしても、市社協の独自事業ではないことがわかるように記載した方がよい。
事務局 (斎藤主幹)	募集要領の「主催：社会福祉法人所沢市社会福祉協議会」の後に、「(所沢市委託事業)」と入れることとしたい。また、「7. 注意事項」の記載についても確認したい。
黛委員	募集要領のタイトルについては、来年度の実践編において改めて受講者を募集するものではないので、「(基礎編)」の括弧書きは不要である。併せて、これは受講者を募集するものなので、タイトルの「～養成講座」のあとに「受講者」と入れてはどうか。また、実践編も含めた募集だとすると、「6. カリキュラム」の後半に実践編の内容も記載すべきなので、「7. 注意事項(1)」の内容を入れればよいと思う。
秋田委員	「4. 受講料」欄の、テキスト代や、交通費、昼食代等の表記については、言い回し分かりづらいので、誤解を招かないような表現にしていただければと思う。
渡辺委員長	申込書は、受講要件を満たしているかどうかを確認する意味もあるものだと思うので、募集要領の「2. 受講要件(6)」にある「民法847条に定める後見人欠格事由」に該当していないことを確認できる欄を設けてもよいのではないか。その他、いただいたご意見を参考に、事務局において記載の仕方を検討いただきたい。
事務局 (小古井主任)	募集要領や申込書の記載内容については、改めて調整したい。
渡辺委員長	資料3(募集要領)については以上でよろしいか。 続いて、資料4(カリキュラム)についてご意見をいただきたい。
仲委員	資料4(カリキュラム)で「所沢市役所担当課」と記述されているものについては、市社協から各所属宛に依頼文書が来るのか。市の職員が出席をするということであれば、この時間の分については委託料に含まれていないということによろしいか。
事務局 (北田課長)	市社協から市宛てに依頼文書をもらい、福祉総務課を經由して各課に依頼する形で考えている。委託料については、そのとおりである。
渡辺委員長	資料4(カリキュラム)についても、改めて、事務局の方で、誤解を招く表現がないようにご確認いただきたい。 では、次に、資料6(配布用Q&A)についてのご意見をうかがいたい。
秋田委員	このQ&Aは、ある程度の前提知識があることを想定した内容に見えるが、事前説明会においては、例えば、「市民後見人とは」というような、基本的な説明はなされないのか。また、説明会の所要時間はどのくらいか。

<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>事前説明会の所要時間は、1時間程度を予定している。当日は、初めに制度の概要、市民後見人の役割等を説明した後に、養成講座の説明を行う予定である。また、前提知識の有無については、概ね知識のある方が応募されるのではないかと想定しているが、そうでない方もいる可能性を踏まえて、制度の概要や市民後見人についての説明をした上で、この講座の内容の説明に入る、というような構成で、市社協と調整してきた。</p>
<p>事務局 (佐藤副主幹)</p>	<p>市で作成しているパンフレットの活用も含めて、成年後見制度の概要をかいつまんで話した後に、市民後見人とはどのようなものかを説明し、想定される受任事例の紹介なども通じて、活動イメージ等をつかんでいただいた上で、申し込みを検討いただけるようにしたいと考えている。</p>
<p>黛委員</p>	<p>“A1”においては、市民後見人ではなく、あくまで「候補者」を養成するという記載をした方がよい。また、“A4”においては、社協「等」と入れておいていただきたい。また、全体の文面がネガティブなイメージにも取れてしまうので、「頑張って、ぜひ市民後見人になってください」、というような姿勢が伝わるような表現にしていなければと思う。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>例えば、「すぐに後見人になれるわけではないが、市社協等の法人後見支援員として活動することはできます」というように、文章の構成も調整し、文末から可能性が広がるように読み取れる表現にしてほしい。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>事前説明会には、地域で役割を担うことに対して情熱を持った方が来ると思うので、事務局において文章を再度検討し、全体的にポジティブな表現に努めていただきたい。他にご意見はあるか。</p>
<p>秋田委員</p>	<p>養成講座を欠席した場合にどうなるのかという内容を追加する必要はないか。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>原則として、受講者の方には全日程ご参加いただくことを考えている。欠席される方がいることは想定できるが、配布用の資料には記載しないこととしたものである。実際には、欠席された方には補講またはそれに類する形でフォローすることを考えている。</p>
<p>秋田委員</p>	<p>配布用Q&A以外の想定問答も準備しているのか。</p>
<p>事務局 (北田課長)</p>	<p>手持ち資料として準備している。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>想定している質問としては、どのようなものがあるか。</p>

<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>「年齢要件について、上限の65歳を超えているが申し込みは可能か。」、「民生委員をしているが、申し込みは可能か。」、「親族の後見人になることを目的としているが、講座を受講することは可能か。」、「専門的な資格を持っている、又は後見業務を行ったことがあるが、受講科目の免除などはあるか。」、「受講中に他市に引っ越してしまった場合はどうなるか。」等を想定している。</p>
<p>池田(隆)委員</p>	<p>年齢要件には「概ね」とあり、明確ではないが、このような表現にした意図は何か。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>年齢については、現実的に、70歳を超えると家裁から後見人等として選任されにくい状況がある。このことを踏まえた上で、今回の講座を受講していただいた後に何年かの実務経験を積み、さらに継続的な後見活動を担っていただく期間を考慮して、上限を65歳と設定した。ただし、せっかく意欲のある方だとしても年齢がほんの少し上回っているから不可、というように機械的に線引きするのではなく、応募者の健康状態や意欲等を見て、幅を持たせられるように、「概ね」という表現としたものである。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>資料6(配布用Q&A)については、以上でよろしいか。 では、本日の委員会をもって今年度最後の開催となるため、来年度も見据えた今後のスケジュールについて、ご説明いただきたい。</p>
<p>事務局 (佐藤副主幹)</p>	<p>資料5を用いて、今後のスケジュールについて説明した。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>ご質問などがあればお願いしたい。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p></p>	<p><u>(2) その他</u> (特になし)</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>では、本日の議題については全て終えたので、事務局にお返りする。</p>
<p>事務局 (斎藤主幹)</p>	<p>3. 閉 会 閉会を宣言した。</p>